

# 介護保険

## 特定福祉用具購入のてびき

令和7年12月

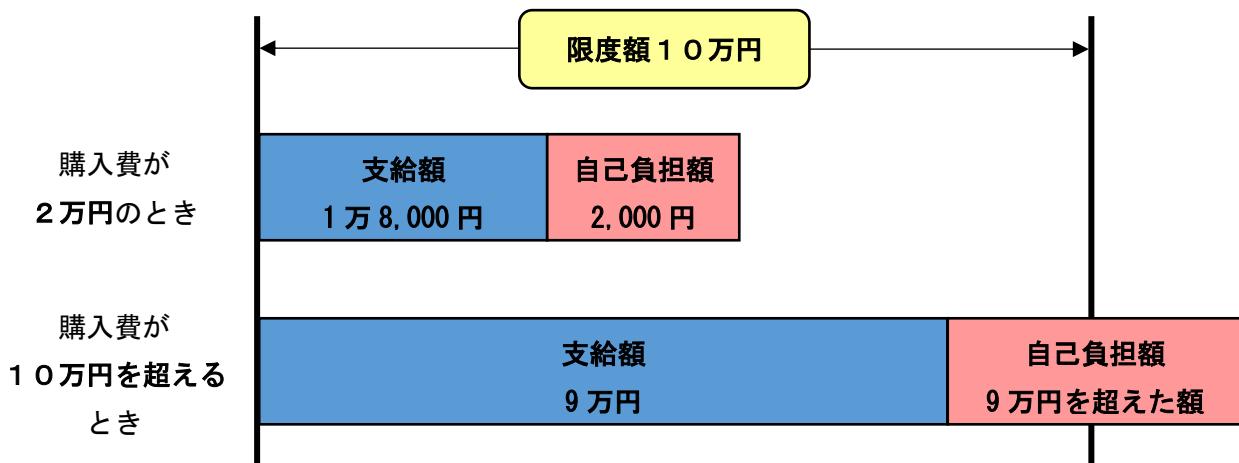
佐久市 高齢者福祉課

## 介護保険における特定福祉用具購入

### 制度の概要

介護が必要になっても可能な限り在宅生活を送ることができるよう、福祉用具を利用することで日常生活の自立支援や家族の介護負担の軽減等を目的とする制度です。

対象となるのは、福祉用具販売の特定を受けた事業者から厚生労働大臣が定める種目の特定福祉用具を購入し佐久市が必要と認めた場合で、同年度内で**10万円を上限**とし、購入費の9割（一定以上の所得がある方は8割または7割）が介護保険から支給されます。



※自己負担割合が1割の利用者（被保険者）の場合

### 制度の概要

福祉用具購入費支給の申請ができるのは以下のすべてに該当する方に限られます。

- 介護保険法における要介護1～5または要支援1～2の認定を受けている方
- 佐久市が保険者である被保険者
- 日常的に在宅で生活をしている方（入院中の申請等は不可）

## 対象となる福祉用具の種類・概要

対象となる福祉用具については以下のとおりです。

また、⑦～⑨については、福祉用具の貸与、または購入を選択することができます。

種 目	概 要
① 腰掛便座 (ポータブルトイレ)	次のうちいずれかに該当するものに限る。 1 和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4 便座、バケツ等からなり移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る)
② 自動排泄処理装置の交換可能 部品	自動排泄処理装置の交換部品のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。
③ 排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。
④ 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 ・ 入浴用いす ・ 浴槽用手すり ・ 浴槽内いす ・ 入浴台 ・ 浴室内すのこ ・ 浴槽内すのこ ・ 入浴用介助ベルト
⑤ 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。 硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。
⑥ 移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。
⑦ 固定用スロープ	主に車いすや歩行器(車輪付き)のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消のための福祉用具である。 主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。 なお、取付けに際し工事を伴うものは除く。

種 目	概 要
⑧ 歩行器 (歩行車を除く)	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式、または、交互式の歩行器。 車輪・キャスターが付いているものは除く。
⑨ 単点杖、多点杖 (松葉杖を除く)	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォーム・クラッチ及び多点杖に限る。

#### ！腰掛便座の取扱いについて！

- 腰掛便座には様々なタイプがありますが、家具調や跳ね上げ式手すり等の標準タイプ以外のものについては、利用者の心身や住まいの状況から必要がある場合にのみ選定してください。  
この場合、申請書には福祉用具が必要な理由に加え、選定理由を記載してください。  
また、佐久市では便座の暖房機能やウォシュレット機能が付いた腰掛便座は医師等から指示がある場合に限り購入費支給の対象としております。
- 佐久市の腰掛便座平均支給額を考慮し、購入額が 30,000 円を超える場合は、事前に担当ケアマネージャーから高齢者福祉課へご相談をいただくようにお願いしております。

#### 支払方法・費用について

対象となる特定福祉用具を購入した場合、その購入費の一部が支給されます。費用の支給は、「償還払い」と「受領委任払い」の二つの方法があります。

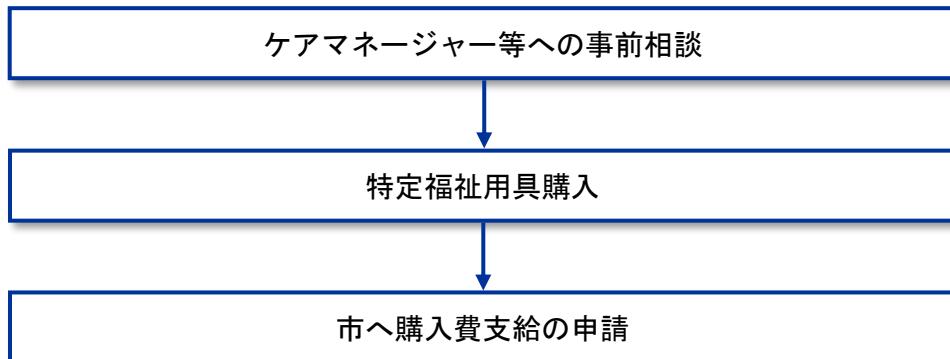
支 払 方 法	
① 償還払い	利用者が販売業者に購入費用の全額を支払った後、介護保険給付対象分について後日市から払い戻しを受ける方法です。
② 受領委任払い	市と契約をしている販売業者から購入する場合にのみ選択でき、利用者は一時的にでも全額を支払うことなく、自己負担分のみ販売業者に支払います。残りの費用（介護保険給付対象分）については、市が直接販売業者に支払います。

どちらの支払い方法でも自己負担額は変わりません。

自己負担額は利用者（被保険者）の負担割合に応じて、購入費の 1 割、2 割または 3 割です。

※自身の負担割合については、市から発行された「負担割合証」をご確認ください。

## 申請の手続き



特定福祉用具購入は、購入後の申請となります。  
高額なものや介護保険の対象かの判断が難しいものは、購入前にご相談ください。  
また、**オーダーメイドの福祉用具を注文・購入する場合は必ず事前にご相談ください。**

## 申請に必要な書類

提出書類	備考
① 申請書	署名が必要
② 領収書	宛名が本人のもの
③ 購入商品のパンフレットの写し等	購入した商品がわかるもの（複数商品が記載されている場合は、購入商品をマーカー等で示す）
④ 受領委任払いにかかる委任状※	受領委任払いを選択している場合のみ添付 <b>押印が必要</b>

※④…受領委任払いでない場合は不要

## その他・申請時の留意点等

### ● 同一品目の購入について

同一用途の用具については、原則複数購入することはできません。

ただし、既に購入している用具が破損等により使用できなくなった場合や、身体状況が著しく変化したことにより既存の用具では対応できなくなった場合にのみ再購入が認められます。

古くなった、あるいは汚れた等の理由で新しいものを再購入することはできません。

**同一品目の購入を希望する場合は、事前に既存の用具の写真確認や現地調査等を行った上で給付の可否を判断させていただきますので、購入前に市高齢者福祉課にご相談ください。**

### ● オーダーメイドの福祉用具について

オーダーメイドの福祉用具については、利用者の身体状況や家屋の状態により既製品の福祉用具では対応ができない場合にのみ給付の対象となります。

オーダーメイドの福祉用具の購入を希望する場合は、注文および購入前に見積書、図面（サイズがわかるもの）をご用意いただき、市高齢者福祉課にご相談ください。また、購入後の申請時には、通常の申請書類の他に購入した福祉用具の写真もあわせてご提出ください。

### ● 貸与の対象となる福祉用具について

車いす、車いす付属品、特殊寝台（ベッド）、特殊寝台付属品、手すり等については福祉用具の貸与の対象となります。その他にも貸与の対象となる福祉用具がございますので、担当のケアマネージャーまたは市高齢者福祉課にお問い合わせください。

また、貸与の対象となる福祉用具の種類によっては利用者の介護度に制限があるものがございますのでご注意ください。

その他、制度や用具について不明な点は高齢者福祉課介護保険給付係まで  
お問い合わせください。